

# 令和元年度（2019年度）の 保険料等のお知らせ

## 6月に保険料額をお知らせします

令和元年度（2019年度）の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

### 【保険料の計算方法】

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成30年(2018年)中の所得-33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 限度額62万円 (100円未満切捨て)
-----------------------------	---	---	---	-----------------------------------

- 1年間の保険料の限度額は62万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。  
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

## 保険料の軽減

### ① 均等割の軽減

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- 昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割の軽減割合			
	本則	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
【平成30年度(2018年度)における8.5割軽減の区分】 33万円以下	7割	8.5割	7.75割	7割
【平成30年度(2018年度)における9割軽減の区分】 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割	7割	
33万円 + 28万円 × (被保険者数) 以下	5割	5割		
33万円 + 51万円 × (被保険者数) 以下	2割	2割		

※令和元年度（2019年度）から、均等割5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。  
令和元年度（2019年度）から、軽減特例の見直しにより9割軽減から8割軽減に変更になりました。  
8.5割軽減に該当する方の軽減特例の見直しは令和2年度（2020年度）に実施予定です。

### ② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。  
▶ 50,205円 → 25,102円
- ※所得の状況により、均等割の軽減割合が8割、または8.5割に該当することがあります。
- ※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

## 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」または「口座振替」のどちらかを選ぶことができます。  
口座振替を希望される方は役場福祉課保険係へお申し出ください。

### 【お申込みに必要なもの】 預金通帳・口座開設時のお届印

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、お申込み時期により異なります。
- 税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。（年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除対象になります。）

## ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提出することによりお願いすることができます。  
「希望カード」が必要な方は役場福祉課保険係までお問い合わせください。

### 【効き目・安全性について】

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### 【価格について】

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。  
薬によって異なりますが、新薬より3割以上、なかには5割以上安くなるものもあります。

### 【病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう】

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 具合が悪いときには早めに受診し、早めに対処しましょう。
- 同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
- 休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

問合せ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601  
役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214